

大田市公告第 27 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項（第 10 条の 6 第 3 項）の規定により大田市森林整備計画を樹立したので、同法第 10 条の 5 第 10 項（第 10 条の 6 第 4 項）に基づき公表する。

なお、計画の発効は、令和 7 年 4 月 1 日とし、大田市役所産業振興部森づくり推進室において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

大田市長 楫 野 弘 和